

## 最高裁判所決定を愚弄する行為だ！ 再び繰り返された不当労働行為！

### 組合掲示物不当撤去を許さないぞ！

会社は、10月に入って立て続けに3件の掲示物を不当にも撤去しました。一つは、新幹線関西地本『大一運・大二運情報4WDNo.8』です。そして、新幹線地本『かべ新聞第23号・24号』の3点です。いずれの掲示も、現場管理者が行った理不尽な対応を具体的に明らかにしている内容です。

撤去通告した管理者は、「労働協約に違反している」とだけ告げ、どこがどのように違反しているのか説明を求めても「そういう議論はしない」と一方的に撤去を通告しました。管理者の行った理不尽な対応・事実を覆い隠すために、何がなんでも撤去したとしか思えません。

私たちは、これまで一方的に繰り返されてきた掲示物の不当撤去について、労働委員会に不当労働行為救済申立を行い、申し立てた全ての事件で勝利命令を勝ち取ってきました。その命令を不服として、会社が起こした裁判においても、最終的に最高裁判所が会社の上告を棄却し不当労働行為を認定する決定を言い渡しています。会社は、そのことで「謝罪文」を手交しました。にもかかわらず、再び不当労働行為を繰り返したのです。全く許される行為ではありません。私たちはこの蛮行に断固抗議します。

さらに、掲示物撤去を「良し」とするわけではありませんが、撤去通告も一方的・傲慢であり不当労働行為の反省のかけらもみられません。

掲示物撤去に関して、労働委員会は、たとえ労使が合意した労働協約の中に、会社が掲示物を撤去できる旨が明文化され、会社が記載内容が事実と反する、あるいは信用を損なうと判断したとしても、すぐに掲示物を撤去できるとみることは適当ではないという趣旨の判断がされています。撤去する場合は、合理的で相当の理由が必要であり、書かれている内容が事実なのか否かなどが問題となると言っています。そのような判断からすると、撤去通告するからには、掲示の内容について、どこが事実でないのかなど、それ相応の理由説明がなされなければなりません。しかし、今回は、そのようなことが全くなされず、一方的に撤去しました。通告すれば撤去できるという傲慢な姿勢は、最高裁判所の決定をも愚弄する行為であるといわざるを得ません。直ちに謝罪し撤去通告の撤回を求めます。

合理的理由も告げず一方的に撤去！  
「二度と繰り返さない」との謝罪は嘘だったのか！